

## 社会福祉法人萱垣会 役員退任手当規程

規程番号；番外

施行；平成 28 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人萱垣会（以下「法人」という）の役員が退任した場合に支給する退任手当について定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、法人の役員（理事、監事）に適用し、その者が退任した場合に、その者（死亡による退任の場合はその遺族）に支給する。

2 役員以外の評議員には退任手当を支給しない。

(理事長の退任の場合)

第 3 条 常勤の理事長の退任手当の額は、支給されている給与のうち本俸の額に理事長の在任期間に適應する係数（別表 1）を乗じて得た額とする。ただし、退任手当の算出における本俸の上限額は 360,000 円とする。

2 非常勤の理事長の退任手当の額は、支給されている 1 か月の理事長手当の額に理事長の在任期間に適應する係数（別表 1）を乗じて得た額とする。ただし、退任手当の算出における理事長手当の上限額は 360,000 円とする。

3 法人の職員を兼務する理事長の退任手当の額は、本条第 1 項と同様とする。

(理事長を除く役員の退任手当の額)

第 4 条 理事長を除く役員（以下「役員」という）の退任手当の額は、本条第 2 項、第 3 項、第 4 項のとおりとする。

2 常勤の役員の退任手当の額は、役員手当の額に在任期間に適應する係数（別表 1）を乗じて得た額とする。ただし、退任手当の算出における本俸の上限額は 180,000 円（360,000 円×1/2）とする。

3 非常勤の役員の退任手当の額は、支給されている 1 回の役員手当の額に在任期間に適應する係数（別表 1）を乗じて得た額とする。

4 法人の職員を兼務する役員の退任手当の額は、本条第 3 項と同様とする。

(法人業務上等による退任等の場合)

第 5 条 法人業務上の傷病又は死亡により退任した理事長、役員には、第 3 条及び第 4 条で算出された額に以下に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 常勤の理事長、非常勤の理事長、法人の職員を兼務する理事長 | 150/100 |
| (2) 常勤の役員、非常勤の役員、法人の職員を兼務する役員    | 125/100 |

(在任期間の計算)

第6条 退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

2 理事長の在任期間と理事長を除く役員の在任期間がある場合は、第3条及び第4条のそれぞれの期間を算出の上、これを合算した額とする。

3 第5条の加算がある場合には、第3条及び第4条のそれぞれの期間を算出の上、それぞれに加算を算出の上、これを合算した額とする。

4 前項の規定により計算した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切捨てる。ただし、次の場合には、これを1年に切り上げる。

(1) 在任期間が6か月以上1年未満である場合

(2) 第5条の規定に該当する場合であって、在任期間が1年未満である場合

(特別加算)

第7条 在任中に、特に功労のあった役員に対しては、この規程で定める支給額のほかに特別加算金を支給することができる。

(支給時期)

第8条 この規程に基づく退任手当は、退任の日から1か月以内に支給する。

(支払方法)

第9条 退任手当は、口座振込みによって支払う。

(遺族の範囲および順位)

第10条 第2条に規定する遺族の範囲及びその支給を受けるべき順位は労働基準法施行規則の規定を準用する。

(その他)

第11条 第3条、第4条に使用する「在任期間に適応する係数」(別表1)の乗率は、長野県退職年金共済の乗率を基に作成しているため、長野県退職年金共済の乗率が変更になった際には、その変更に合わせて乗率を変更することができる。

2 第3条、第4条に使用する「上限額360,000円」は福祉医療機構の退職共済の上限額を基にしており、福祉医療機構の退職共済の上限額が変更になった際には、その変更に合わせて上限額を変更することができる。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

在任期間に適應する係数（別表1）

期間（年）	乗率	期間（年）	乗率
1年未満	0.000	26	11.415
1	0.520	27	11.935
2	0.702	28	12.455
3	1.118	29	12.975
4	1.534	30	13.495
5	1.950	31	14.015
6	2.366	32	14.535
7	2.782	33	15.055
8	3.198	34	15.575
9	3.536	35	16.095
10	3.874	36	16.615
11	4.212	37	17.135
12	4.550	38	17.655
13	4.888	39	18.175
14	5.356	40	18.695
15	5.824	41	19.215
16	6.214	42	19.735
17	6.734	43	20.255
18	7.254	44	20.775
19	7.774	45	21.295
20	8.295	46	21.815
21	8.815	47	22.335
22	9.335	48	22.855
23	9.855	49	23.375
24	10.375	50	23.895
25	10.895	51年以上	25.000